

日常生活支援総合事業に関するサービス 重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(神戸市指定 第 2875205060 号)

当事業所は特別養護老人ホーム岩岡の郷に併設されています。

当事業所は契約者に対して指定日常生活支援総合事業に係るサービス（以下「総合事業サービス」という。）を提供します。事業所の概要や総合事業サービスの内容、契約上ご注意いただきたいことは次の通りです。

1. 施設経営法人

- | | |
|-----------------|-----------------------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 千種会 |
| (2) 法人所在地 | 神戸市東灘区北青木1丁目1番3号 |
| (3) 電話番号及びFAX番号 | TEL 078-431-0001 FAX 078-431-2000 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 岸本 多佳子 |
| (5) 設立年月日 | 平成2年3月14日 |
| (6) メールアドレス | info@chikusakai.jp |

2. 施設概要

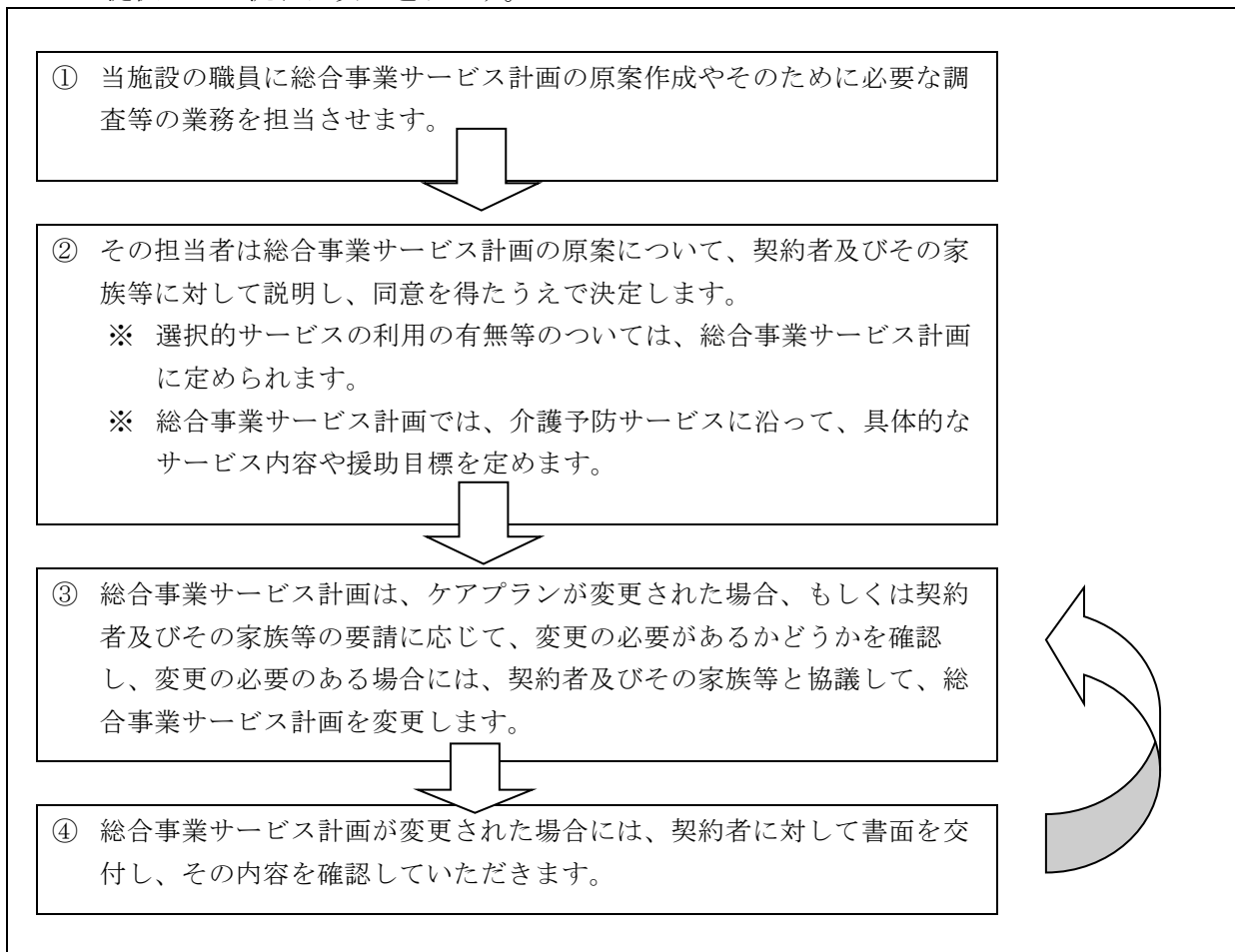
- | | |
|-----------------|--|
| ① 建物の構造 | 鉄筋コンクリート造3階建 |
| ② 建物の延べ床面積 | 4552.78㎡ |
| ③ 事業の種類 | 指定日常生活支援総合事業サービス
神戸市指定 第 2875205060 号
明石市指定 第 2875205060 号 |
| ④ 事業の目的 | 介護保険法令に従い、契約者（利用者）が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、契約者の生活機能の維持又は向上を目指し支援することを目的とします。 |
| ⑤ 施設の名称 | デイサービスセンター 岩岡の郷 |
| ⑥ 施設の所在地 | 兵庫県神戸市西区岩岡町岩岡字坂ノ下 656 番地の 2 |
| ⑦ 電話番号及びFAX番号 | TEL 078-967-5657 FAX 078-967-5500 |
| ⑧ 管理者氏名 | 仲田 陽子 |
| ⑨ 運営方針 | 要支援状態にある契約者が明るく快適な環境のもとで、健康で充実した生活ができるよう、また社会的孤立感の解消・心身機能の維持並びに契約者の家族の身体的・精神的負担の軽減に努める。 |
| ⑩ 開設（サービス開始）年月日 | 令和3年 4月 1日 |
| ⑪ 通常の事業の実施地域 | 神戸市西区・明石市 |
| ⑫ 営業日及び営業時間 | |
| 営業日 | 月曜日～土曜日 ただし12月31日～1月3日を除く |
| 営業時間 | 9:30～16:45 ただし希望のある場合は延長も可 |
| ⑬ 利用定員 | 65人/日（大規模Ⅱ型通所介護） |

⑭ 併設事業

指定介護老人福祉施設	神戸市指定第 2875205078 号
指定短期入所生活介護	神戸市指定第 2875205078 号
指定介護予防短期入所生活介護	神戸市指定第 2875205078 号
指定通所介護	神戸市指定第 2875205060 号
指定訪問リハビリテーション事業	神戸市指定第 2815203753 号

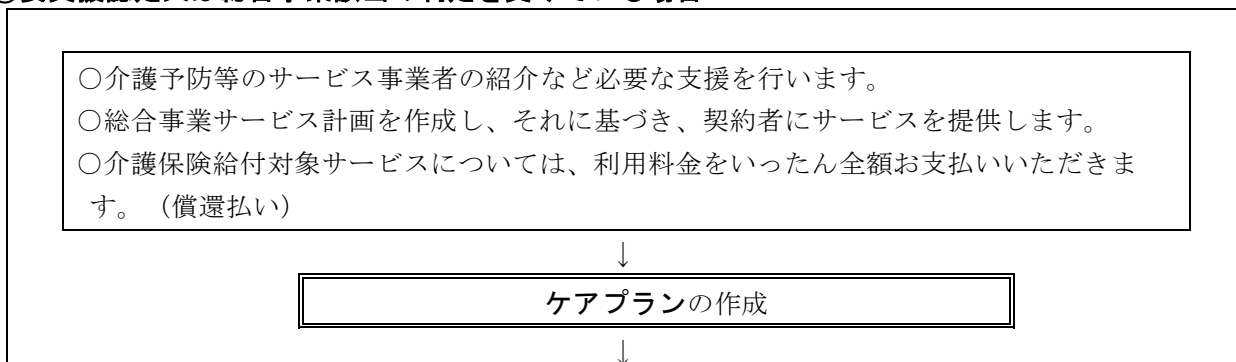
3. 契約締結からサービス提供までの流れ

(1) 契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、ケアプランがある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する総合事業サービス計画に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。



(2) 契約者に係るケアプランが作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

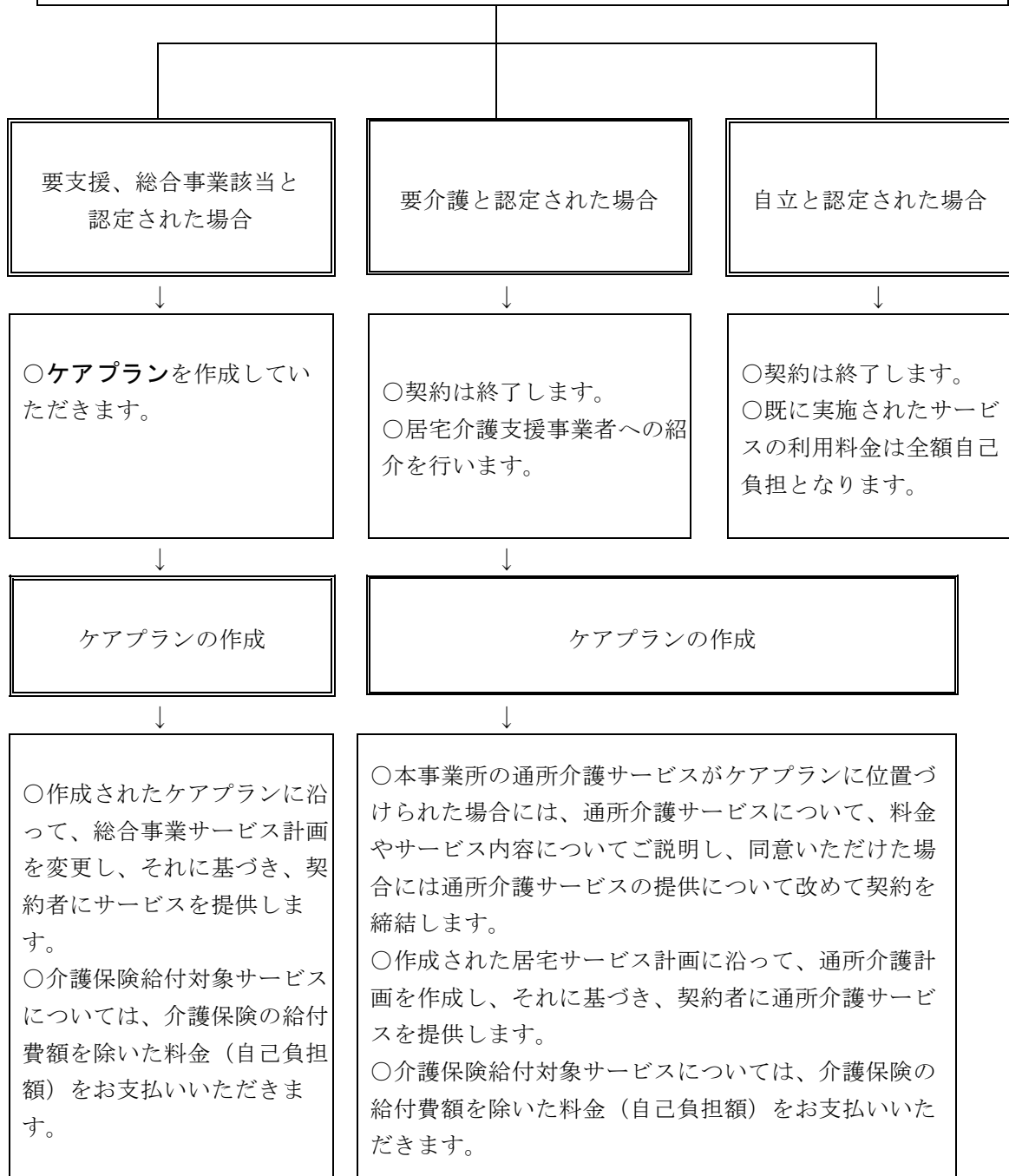
①要支援認定又は総合事業該当の判定を受けている場合



- 作成されたケアプランに沿って、総合事業サービス計画を変更し、それに基づき、契約者にサービスを提供します。
- 介護保険給付対象サービスについては、介護保険の給付費額を除いた料金（自己負担額）をお支払いいただきます。

②要支援認定又は総合事業該当の判定を受けていない場合

- 認定や判定に申請に必要な支援を行います。
- 総合事業サービス計画に基づき、契約者にサービスを提供します。
- 介護保険給付対象サービスについては、利用料金をいったん全額お支払いいただきます。（償還払い）



4. 職員の配置状況

当事業所では、契約者に対して指定日常生活支援総合事業サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	現 員	指定基準
1. 管理者	1名（兼務）	1名
2. 生活相談員	2名	1名
3. 介護職員	13名	11名
4. 看護職員	2名	1名
5. 機能訓練指導員	1名	1名
6. 管理栄養士	1名（兼務）	なし

〈主な職種の勤務体制〉

職 種	勤務時間	配置職員の職種
1. 生活相談員	8：30～17：30 9：00～18：00	契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。
2. 看護職員	8：30～16：45	契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。
3. 介護職員	8：30～17：30	主に契約者の健康管理や療養上の世話及び日常生活上の介護・介助等もを行います。
4. 機能訓練指導員	8：30～17：30	契約者の機能訓練を担当します。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当施設が提供するサービスについて、利用料金が介護保険の給付の対象となるサービスと、給付の対象とならないサービスがあります。

（1） 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常 7～9 割）が介護保険から給付されます。

選択的サービスについては利用者ごとの選択制となります。利用するサービスの種類や実施日、実施内容等については、介護予防サービス・支援計画書に沿い、事業所と利用者で協議したうえで総合事業サービス計画に定めます。

（ア） 〈サービスの概要〉

☆共通的サービス

契約者が自立した生活を送るために能力に応じて食事・入浴・排泄などの必要な介助を行います。

① 食事

- ・ 食事の準備・介助を行います。
- ・ 当事業所では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びに契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。

（食事時間） **昼 食** 12：00～13：00

② 送迎サービス

- ・契約者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。但し、通常の事業実施地域外からのご利用の場合は、交通費実費をご負担いただきます。

(イ) 〈サービスの利用頻度〉

利用する曜日や内容等については、介護予防サービス・支援計画書に沿いながら、契約者と協議の上決定し、総合事業サービス計画に定めます。

ただし、契約者の状態の変化、介護予防サービス・支援計画書に位置付けられた目標の達成度等を踏まえ、必要に応じて変更することがあります。

(ウ) 〈サービス利用料金〉

下記の料金表によって、契約者の要支援度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、契約者の要支援度によって異なります。）

神戸市	事業対象者・要支援1	要支援2
1.サービス利用料金	18,950 円	38,165 円
2.自己負担額（1割負担）	1,895 円	3,817 円
*自己負担額が2割負担の場合	3,790 円	7,633 円
*自己負担額が3割負担の場合	5,685 円	11,450 円

明石市	事業対象者・要支援1		要支援2	
	週1回程度	月5回以上	週2回程度	月9回以上
1.サービス利用料金	4,477 円/回	18,465 円/月	4,590 円/回	37,187 円/月
2.自己負担額（1割負担）	448 円/回	1,847 円/月	459 円/回	3,719 円/月
*自己負担額が2割負担の場合	896 円/回	3,693 円/月	918 円/回	7,438 円/月
*自己負担額が3割負担の場合	1,344 円/回	5,540 円/月	1,377 円/回	11,157 円/月

☆加算対象サービス

以下のサービスを利用される場合には、それぞれの料金が加算されます。

① 口腔機能向上加算

利用料金（神戸市） 1 か月約 159 円（1割負担） /317 円（2割負担） /475 円（3割負担）
 利用料金（明石市） 1 か月約 154 円（1割負担） /308 円（2割負担） /462 円（3割負担）

② 生活機能向上連携加算Ⅱ

利用料金（神戸市） 1 か月 211 円（1割負担） /422 円（2割負担） /633 円（3割負担）
 利用料金（明石市） 1 か月 206 円（1割負担） /411 円（2割負担） /617 円（3割負担）

③ 若年性認知症受入加算

利用料金（神戸市） 1 か月 253 円（1割負担） /506 円（2割負担） /759 円（3割負担）
 利用料金（明石市） 1 か月 206 円（1割負担） /493 円（2割負担） /740 円（3割負担）

④ 科学的介護推進体制加算

利用料金（神戸市） 1 か月 43 円（1割負担） /85 円（2割負担） /127 円（3割負担）

利用料金（明石市） 1 か月 41 円（1 割負担） / 82 円（2 割負担） / 123 円（3 割負担）

◆上記のサービス利用料金以外に下記の加算内容をご負担いただきます。

内 容	自己負担額（要支援 1）	自己負担額（要支援 2）	備考
サービス提供体制強化加算Ⅱ（神戸市）	約 76 円/1 ヵ月（1 割負担） 約 152 円/1 ヵ月（2 割負担） 約 228 円/1 ヵ月（3 割負担）	約 152 円/1 ヵ月（1 割負担） 約 304 円/1 ヵ月（2 割負担） 約 456 円/1 ヵ月（3 割負担）	介護職員の総数に占める介護福祉士の割合が 50%以上配置されている場合
サービス提供体制強化加算Ⅱ（明石市）	約 74 円/1 ヵ月（1 割負担） 約 148 円/1 ヵ月（2 割負担） 約 222 円/1 ヵ月（3 割負担）	約 148 円/1 ヵ月（1 割負担） 約 296 円/1 ヵ月（2 割負担） 約 444 円/1 ヵ月（3 割負担）	

介護職員等処遇改善加算Ⅰ	月の利用単位数により変動 (1 月あたり)	基本サービス費に各種加算減算を加えた1月あたりの総単位数に 92/1000 を乗じた単位数の 1~3 割負担分 区分支給限度基準額の算定対象から除外
--------------	--------------------------	---

☆契約者がまだ要支援認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援の認定を受けた後、自己負担額を除く金額を介護保険から払い戻す手続きをとっていただくことになります（償還払い）。また介護予防サービス・支援計画書が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆契約者に提供する食事に係る費用は別途いただきます。（下記（2）②参照）

☆介護保険からの給付額に変更のあった場合、変更された額に合わせて、契約者の負担額を変更します。

☆契約者の介護保険料に未納がある場合には、自己負担額については上表と異なることがあります。

☆エリア外（運営規定に定められた地域外）の送迎については、エリア外の実費をご負担していただくことになります。（下記（2）⑥参照）

（2） 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

① 介護保険給付の支給限度額を超えるサービス

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、前記（1）（ウ）のサービス利用料金表に定められた「サービス利用料金」の全額（自己負担額ではありません）が必要となります。

② 食事の提供にかかる費用

契約者に提供する食事の材料費や調理等にかかる費用です。

料金：一食あたり 1,000 円（おやつ代含む）

③ レクリエーション、クラブ活動

契約者の希望によりレクリエーション、クラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

④ 複写物の交付

契約者は、サービス提供についての記録その他複写物を必要とする場合には実費相当額として1枚につき10円ご負担いただきます。

⑤ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等契約者の日常生活に要する費用で契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

⑥ おむつ代

パット・リハビリパンツ等をご使用された場合は1枚につき50円いただきます。

⑦ 通常の事業実施区域外への送迎

通常の事業実施地域（神戸市西区、明石市）外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、お住まいと当事業所との間の送迎費用として、送迎加算の他、実費相当分をいただきます。

利用料金： 10km未満は200円、10kmを超える場合は5km毎に100円加算

⑧ 洗濯代

契約者の私物の洗濯代として1回につき100円をいただきます。

⑨ 理美容サービス

サービスご利用時に、当事業所契約美容室による以下のサービスをご利用いただけます。理美容に要した時間はサービス提供時間に含まれません。利用料金： 実費

(3) 利用料金のお支払い方法

毎月末日で締め1か月ごとに計算し、ご請求しますので、以下の方法でお支払い下さい。（1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

◎ 自動お引き落とし（引落手数料は施設負担です）

お手持ちの銀行、信用金庫、ゆうちょ銀行口座からお引落させていただきます

引落口座のお手続きをお願いします。

引落日：翌月27日

（ただし、27日が土日祝の場合は翌営業日です）

※お振込みでのお支払いの場合は、振込手数料は、契約者負担となります。

(4) 利用の中止、変更、追加

○利用予定日の前に、契約者の都合により、サービスの利用を中止、変更することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者へ申し出てください。

○月のサービス利用日や回数については、契約者の状態の変化、介護予防サービス・支援計画書に位置づけられた目標の達成等を踏まえ、必要に応じて変更することがあります。

○契約者の体調不良や状態の改善等により総合事業サービス計画に定めた期日よりも利用が少なかった場合、又は総合事業サービス計画に定めた期日よりも多かった場合であっても、日割りでの割り引きまたは増額はしません。

○契約者の状態の変化等により、サービス提供量が、総合事業サービス計画に定めた実施回数、時間数等を大幅に上回る場合には、介護予防支援事業者と調整の上介護予防サービス・支援計画書の変更又は要支援認定の変更申請、要支援認定申請の援助等必要な支援を行います。

○月ごとの定額制となっているため、月の途中から利用を開始したり、終了した場合であっても以下に該当する場合を除いては、原則として日割り計算は行いません。

- 一 月途中で要介護から要支援に変更となった場合
- 二 月途中で要支援から要介護に変更となった場合
- 三 同一保険者管内での転居等により事業者を変更した場合

○月途中で要支援度に変更となった場合には、日割り計算により、それぞれの単価に基づいて利用料を計算します。

(5) サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合には、ご家族へ依頼しかりつけ医療機関での受診をお願いいたします。やむをえずご家族と連絡が取れない場合は、担当ケアマネージャーへ連絡し相談の上、医療機関での診療が受けられるよう手配いたします。

6. サービス利用をやめる場合（契約終了について）

契約期間の7日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様とします。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

- ①契約者が死亡した場合
- ②要介護認定又は要支援認定により契約者の心身の状況が要介護又は自立と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により当事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は、指定を辞退した場合
- ⑥契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい）

(1) 契約者からの解約・契約解除の申し出

契約の有効期間中であっても、契約者から利用契約の全部又は一部を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約解除届出書をご提出下さい。ただし、以下の場合は、即時に契約の全部又は一部を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②契約者が入院された場合
- ③契約者の「介護予防サービス・支援計画書（ケアプラン）」が変更された場合（一部解約は出来ません）
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者が契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける具体的な恐れがあ

る場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出

以下の事項に該当する場合には、本契約の全部又は一部を解除させていただくことがあります。

- ① 契約者が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② 契約者による、サービス利用料金の支払いが最低3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催促にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ 契約者が故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用サービス等の財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ 契約者の行動が他の利用者もしくはサービス従事者の生命、身体、健康に重大な影響を及ぼすおそれがあったり、あるいは、契約者が重大な自傷行為（自殺にいたるおそれがあるような場合）を繰り返すなど、本契約を継続しがたい重大な事情が生じた場合

(3) 契約の終了に伴う援助

契約が終了する場合には、事業者は契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう務めます。

7. サービス提供における事業者の義務

事業者は契約者に対してサービスを提供するにあたって、契約者の生命、身体、生活環境等の安全やプライバシーの保護などに配慮するなど、契約書第9条、第10条にされる義務を負います。事業所では、契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① 契約者の生命、身体、財産の安全に配慮します。
- ② 契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携の上、契約者から聴取、確認します。
- ③ 契約者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、契約者の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。ただし、コピー代は有料となります。
- ④ 契約者に対する身体拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、契約者または他の利用者等の生命、身体等を保護するために緊急やむをえない場合には、記録を記載するなど、適正な手続により身体等を拘束する場合があります。
- ⑤ 契約者がサービス提供時において、病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかにご家族または指定の緊急連絡先への連絡を行う等必要な措置を講じます。
- ⑥ 事業者及びサービス従事者または従業員は、サービスを提供するにあたって知り得た契約者またはご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません（守秘義務）
ただし、契約者に医療上の必要がある場合には、医療機関等に契約者の心身等の情報を提供します。また、契約者との契約の終了に伴う援助を行う場合、又は介護予防支援事業所等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得たうえで、契約者又はその家族等の個人情報を用いることができるものとします。

8. サービスの利用に関する留意事項（契約書第11条参照）

（1） 利用にあたり以下のものをご持参下さい。

お薬（お昼に服用される分。また常時携帯しなければならない薬）

紙パンツ等のオムツ類（汚される可能性のある方）

○入浴を利用される方 着替え（衣類、下着）

（2） 施設・設備の使用上の注意

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動などを行うことはできません。

（3） 喫煙

敷地内は全面禁煙となっております。

9. 事故発生時の対応について

事故が発生した場合には、契約者やその家族に対し速やかに状況を報告・説明し、その被害の拡大防止を図るなど必要な措置を講じます。

10. 損害賠償について

（1） 当施設において、事業者の責任により契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務を違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、契約者側に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

（2） 事業者は自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

① 契約者（その家族も含む）が、契約締結に際し、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合

② 契約者（その家族も含む）が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認にたいして故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合

③ 契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合

④ 契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示等に反して行った行為にもつぱら起因して

損害が発生した場合

1.1. 苦情の受付について（契約書第 20 条参照）

（1）当施設における苦情の受付

○ 苦情受付窓口（担当者）

担当者：生活相談員 長田 智恵子

受付時間：毎週 月曜日～金曜日 午前 9 時 00 分～午後 6 時 00 分

連絡先：078-967-5657

○ 苦情解決責任者

管理者：仲田 陽子

○ 第三者委員（弁護士・監事等）

・かけはし法律事務所 弁護士 青木 良和

・社会福祉法人 幸聖福祉会 理事長 大輪 智子

第三者委員は、苦情解決を円滑に図るために双方への助言や話し合いへの立会い等をいたします。

（2）施設内には苦情受付ボックスを設置しています。

（3）行政機関その他苦情受付機関

○神戸市福祉局監査指導部	(電話番号) 078-322-6326 (受付時間) 平日 8:45-12:00、13:00-17:30
○養介護施設従業者等による高齢者虐待通報専用電話（監査指導部内）	(電話番号) 078-322-6774 (受付時間) 平日 8:45-12:00、13:00-17:30
○神戸市消費生活センター	(電話番号) 078-371-1221 (受付時間) 平日 9:00-17:00
○兵庫県国民健康保険団体連合会	(電話番号) 078-332-5617 (受付時間) 平日 8:45~17:15

神戸市以外の方は、それぞれの市区町村にご連絡ください。

令和 年 月 日

指定日常生活支援総合事業サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者 社会福祉法人千種会
デイサービスセンター岩岡の郷
理事長 岸本 多佳子 ㊟

説明担当者 (役職) 生活相談員 (氏名) 長田 智恵子

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定日常生活支援総合事業サービスの提供開始に同意しました。

契約者 (利用者)

住 所

氏 名

私は、契約者が事業者から重要事項の説明を受け、指定日常生活支援総合事業サービスの提供開始に同意したことを確認しましたので、私が、契約者に代わって署名を代行いたします。

署名代行者

住 所

氏 名

(契約者との関係)

立 会 人

住 所

氏 名

(契約者との続柄)

指定総合事業サービス利用契約における個人情報使用同意書

私及びその家族の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

1 使用する目的

- ・事業者が、介護保険法に関する法令に従い、私のケアプランに基づき、サービス等を円滑に実施するために行うサービス担当者会議等において必要な場合
- ・急病等により、搬送して治療を行う際、救急隊・医療機関等において必要な場合

2 使用にあたっての条件

- ・個人情報の提供は、1.に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際に関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払うこと。
- ・事業者は、個人情報を使用した会議、相手方、内容等について記録しておくこと。

3 個人情報の内容

- ・氏名、住所、健康状態、病歴、家庭状況等事業者がサービスを提供するために最低限必要な利用者や家族個人に関する情報
 - ・認定調査票、主治医意見書、介護認定審査会における判定結果意見書（認定結果通知書）
 - ・ケアプランの内容
 - ・その他の情報
- ※「個人情報」とは、利用者個人及び家族に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいいます。

令和 年 月 日

社会福祉法人
デイサービスセンター岩岡の郷
理事長 岸本 多佳子 様

利用者 住所 _____
氏名 _____

上記代理人（代理人を選定した場合） 住所 _____
氏名 _____

利用者家族代表 住所 _____
氏名 _____